
第2回つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会 会議要録

○日 時 平成 30 年 11 月 6 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 15 分

○場 所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2 階 第 2 会議室

○出席委員 小菅均委員，齊藤登委員，古舘千恵子委員，稲葉純子委員，長塚清委員
横田明委員，菩提寺宗子委員，兼末綾子委員，大橋信久委員，飯田昌吾委員
岩本美津子委員

○欠席委員 松本讓二委員，小田島望委員，井澤宏哲委員

1. 開会

事務局： それでは、定刻となりましたので、只今から、第2回つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会を開催いたします。

この会議は、つくばみらい市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、傍聴が可能となる会議となります。議事内容は議事録にまとめ、市ホームページ上にて公開させていただきます。委員会が円滑に進むようご協力をお願いします。また、市ホームページ上に公表する際の写真を撮らせていただきますのでご了承願います。

2. 委員長あいさつ

事務局： 次に会議に先立ちまして、古舘委員長よりごあいさつを申し上げます。古舘委員長よろしくをお願いします。

古舘委員長： おはようございます。本日は第2回つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。本日は委員の皆様におかれまして、公私にわたりお忙しい中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。今回は市民懇談会の開催概要の報告をさせていただきます。また、編集作業中ではありますが、市民協働基本指針の骨格案についてもご提示したいと思いますので、委員の皆様におかれましては、この骨格案の概要をご確認いただき、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

事務局： ありがとうございました。

3. 報告

事務局： それでは、報告に入る前に、資料の確認の方をさせていただきたいと思います。

資料1 市民懇談会開催概要
資料2 市民協働基本指針骨子（案）
資料3 策定スケジュール
参考資料1 第1回策定委員会議事録

以上が配布資料となりますが、不足はございませんでしょうか。

事務局： それでは、事務局の方から9月30日から4回にわたって開催した市民懇談会の概要について、ご報告させていただきます。

コンサルタント： （資料説明）資料1 市民懇談会開催概要

4. 議事

（1）市民協働基本指針骨子(案)について

事務局： それでは、議事に入らせていただきます。

この会議の議長は、委員会設置要綱第5条第1項により委員長がつとめることとされておりますので、古舘委員長に議事進行をお願いいたします。

古舘委員長： それでは、要項に基づきまして、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は14名の委員の中、11名出席で有り、出席者が委員数の過半数となりますので、要綱第6条第2項の規定により、議会が成立することを報告いたします。

早速、次第に従いまして、会議を進めてまいります。

「議事第1号 市民協働基本指針骨子案について」事務局から説明を求めます。

事務局： （資料説明）資料2 市民協働基本指針骨子（案）

古舘委員長： 説明が終了しました。今の説明について、ご質疑はありますか。

大橋委員： 私は市民懇談会に参加したのですが、その内容がこの骨子案に拾われていると印象を持ちましたので、非常に作りこまれていると思います。2つ程意見を申し上げたいと思います。1つ目は文言の表現について、もう少し意気込みを入れたいということをお願いいたします。資料2の13ページの2)しくみづくりの(2)提案の場・機会と(3)コーディネート機能について、例えば(2)で「提案できる場づくりに努めます」という表現があり、(3)の3行目についても「コーディネーターの育成に努めます」という表現があります。比較的やりますというような表現が連なっている中、ここだけはなぜか「努めます」ということで、少し一歩引いている感じがございます。私としましては、非常に全体的に市民懇談会の意見が拾われて、非常に積極的な内容

になっていると思いますので、ここも「努めます」という表現ではなく、「行います」とか「します」といった、やるというニュアンスに少しご検討いただけたらと思います。

2つ目は、これは個人の意見としてですが、コーディネーターを設置するという点について、非常に私は賛成です。市民懇談会に出席し、行政の立場と市民の方との意見の間に凄く距離感を感じました。これを埋め合わせるためには、お互いが歩み寄って努力するしかなく、そうすると話をまとめるために、キーワードを拾うような存在の人が非常に貴重になると思います。ですから、是非盛り込んでいただきたいと思います。

古舘委員長： 事務局の方でいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。例えば、(2) 提案の場・機会ということで、お話をさせていただきますと、より多くの皆さんからご意見をいただく場として、例えば市民会議や、活動されている団体の皆様方を委員にさせていただき推進委員会など、そのようなものを設置するような、色々な考えや固まっていないことがあり、決定するような書き方にはしておりません。これから色々検討していく間で、そういったことが決定できれば、前向きな書き方も出来ると思いますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

大橋委員： そうですね。ここはやはり文章になるので、文章だと独り歩きしてしまうと、あまり好ましくないと思っております。折角市民の意見を盛り込んだ、全体的に前向きで意欲を感じる文章であると思っておりますので、その辺りを汲んでいただければと思います。

古舘委員長： よろしいですか。他に意見のある方はいらっしゃいますか。

小菅委員： 確認です。資料2の12, 13ページのひとづくり・しくみづくりとありますが、これは市の方でやりますと書いているのでしょうか。

また、14ページの体制づくりの(1) 地域活動団体による活動の活性化は、活動団体が、(2) 企業・事業所における協働への参画では、企業・事業所の方が頑張ってくださいということなののでしょうか。その辺りが分かりません。さらに、残りの(3) 行政における推進体制から(5)の協働の評価についても、市役所が頑張ってくださいということなののでしょうか。その辺りを誰がやるのか分からないので、確認いただきたいと思います。

古舘委員長： 事務局の方でいかがでしょうか。

事務局： まず12ページのひとづくりに関してですが、例えば市民の皆様が協働とはこんなことで、こんなことが協力していただけたらありがたいとか、市はこんなことで困っているというようなこととお話ししたりして、市民協働の理解を進めていくという初期の段階から話させていただきますと、そこは市の方で見ていくことになると思います。例えば、色々な講座など市民の皆様が活動するにあたって、ヒントになるようなもの

を開催するというのも、市が主体となってやることを考えておりますので、その市民意識の醸成、協働を推進するリーダーの育成、それから参加促進ということも、やはり市が呼びかけていくということになってくると思います。

その後ろのしくみづくり、体制づくりに関しましては、先程申し上げましたが、市民協働推進委員会のような組織がもし立ち上がれば、そういった所で色々検討する機会もありますので、話し合いながら進めていくことになると思います。

小菅委員： 最後の14ページの(2)企業・事業所における協働への参画については、何か市の方でやるということだと、文のニュアンスが違うのではないのでしょうか。

事務局： その体制づくりにつきましては、もう少し検討させていただきます。庁内の検討委員会というのがありまして、そこでこの案をお出しして、意見をいただくのですけども、その中で市が踏み込んでいけるかいけないか、そこまでやるべきではないなどの意見が出てくれば書き方も変わってくると思いますので、少し時間をいただきたいと思います。

古舘委員長： では次回の答弁でということによろしいでしょうか。

小菅委員： 要するに、これが今後パブリックコメントで示されるわけですね。その時に誰が何をやるのかなという主語や、市ではこんなことをやりますとか、このようなことを考えなければいけないとか、意見を貰うために誰が何をやりますよというようなことをはっきりさせておいた方が、意見を言いやすいですね。(1)地域活動団体による活動の活性化、(2)企業・事業所における協働への参画については、市役所で何かやるのというのは違うのかなとそんなイメージでした。

古舘委員長： よろしいですか。

事務局： はい。検討させていただきます。今、お示した骨子案はまだ本当に骨子で、決定したものではありません。編集中で申し訳ないのですが、これを庁内で第1回検討委員会にかけまして、もう少し修正して精度が高まったものを、11月の20日過ぎくらいに皆様にお送りできると思います。送って読んでいただいた頃に、このような会議を皆さんのご都合がよろしければ、11月の末位に会議を開きたいと思っております。その時にまたご説明させていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

古舘委員長： よろしいですか。検討して、最終的にパブリックに載せるということですね。そのような形でよろしく願います。菩提寺委員どうぞ。

菩提寺委員： 私は今まで色々なことをさせていただきましたが、主体がいつも社会福祉協議会でした。社会福祉協議会と市との絡みは、社会福祉協議会が媒介になって下さったら、半分コーディネーターのような役割を果たしているように思います。今まで市民をボランティアに参加させてきたのは、軸が社会福祉協議会であり、色々な所とつなぎ合わせて下さったからであると思います。社会福祉協議会とこの市の市民協働基本指針とは、交わる所はないのでしょうか。

事務局： 社会福祉協議会でしていただいている、例えばボランティアの事務などはこれからも引き継ぎます。今はなんとなく社会福祉協議の皆さんがやって下さっているのですが、市はそこに属していないという所がありました。そのようなこともこれからは社会福祉協議会と一緒に考えていくという所になっていくと思います。

古舘委員長： よろしいですか。

大橋委員： 14 ページで（１）（２）の主語が誰かという話が先程出ましたが、逆にどういう風に主語を置くと読みやすいかなど教えて頂ければと思います。私もお話を伺っていて、どういう風にお話を伺えばいいか分からなくて。

小菅委員： その人の表現の仕方ですけれども。市民や企業の方にはこういうことをやって下さいねとか。あとは、行政としての市ではこういうことをやりますよと、13、14 ページのしくみづくりのところ、推進委員会の発足などが決まっていたら、市が取り組みますとはっきり言ってしまって良いと思います。ただ、この体制づくりの（１）地域活動団体による活動の活性化、（２）企業・事業所における協働への参画については、それぞれの事業者や団体などの考えが有りますから、そのようなことは主体的でなくて、市では支援の方に回るのでしょうか。そうした方が見やすいかなと思います。

大橋委員： 協働体制としての引っ張り役と押し役が大切ということなんでしょう。

小菅委員： 指針が出来た時には私らはもう退職してしまっているけれども、その時にボランティアも少しはやっているのかなとか、そのようなものが見えてくると良いと思います。

大橋委員： 市がどういう立場で動くのかというかがはっきり見えないから、主語が曖昧になってしまっているということですね。

小菅委員： 色々検討されると思いますが、こういうことをやって行きますというのがわかりやすく表現されていれば良いと思います。表現の方法はいろいろあると思います。

古舘委員長： 具体的な言葉で提示していただきたいということでもよろしいでしょうか。他に質疑ありますでしょうか。

長塚委員： 6 ページの図がございませぬ。先程も出たのですが、社会福祉協議会というのは、昔からの団体であると思います。ボランティアを相当育成してやっていますよね。この図の中に社会福祉協議会を含めることは出来ないのでしょうか。

事務局： 全ての活動団体をここに掲載しているわけではないのですが、例えば団体間をつなぐという所で、社会福祉協議会は活動していただいています。

長塚委員： 社会福祉協議会は法律的には出来ていますので、認知された団体であると思います。この表の中に具体名を載せることは難しいのでしょうか。

事務局： ここの表の中にはどの団体も具体名は載せていません。勿論今つないで下さっている団体として、認識はしております。けれども、それは社会福祉協議会であるという表現ではなく、この図の輪の中の1つとして表現しております。

長塚委員： 先程の説明の中に、社会福祉協議会が一切出て来ておりません。そのような部分でも何か表現することはできないのでしょうか。

事務局： 今、市民協働を考えている所で、市民と活動団体と市がパートナーシップを結びましょうということが指針ですので、その社会福祉協議会もその活動団体の1つ、そのもしくはその活動団体をしのぐコーディネーター機能のあるものの1つであると考えたと、固有名詞をここに出すというのは、少しふさわしくないかなと思います。しかし、1番後ろのページに取組事例ということで掲載させていただきますので、そこでご紹介することが出来ると思います。

古舘委員長： よろしいですか。では次の方をお願いします。

稲葉委員： 基本的な流れは非常に分かります。私達がボランティアの活動をしていて、私は協働のグループに入っていたという感覚に対して凄く違和感があります。また、自治会にも入っていますが、私は市の協働の仕事もしているのだと、その辺りの言葉に対する違和感がありますので、もう少し浸透して聞けるようになると良いと思います。あなたも実は協働して下さっていたんですなど、そのような位置づけがもう少し分かりやすい言葉で書いてあると良いと思います。ボランティア団体の人達は少し驚いたような感じでしたので、その辺を上手く表現していただけたらなと思います。

事務局： 言葉としての協働というのは、突然出てきたようなイメージであると思います。例えば、地域で一斉清掃して下さった皆さんや、草刈りをして下さる皆さんなど、その市民の皆さんは、市民協働の協働の一部を担って下さっているものなので、そのようなことが分かるような使い方をどこかで出来たらいいなと思います。ありがとうございます。

古舘委員長： よろしいですか。

事務局： 今のご意見を伺っていると、協働という言葉でとられてしまうと、迷いが出ると思いますが、実際に活動されているような方々の、そういう活動内容もそれに該当するということがあると思うのですよね。そういったものを整理できれば、よりイメージがわくと思います。

事務局： 取組事例の中に少し入れさせていただければと思います。

古舘委員長： よろしいでしょうか。他に質疑がないようでしたら、関連で言わせていただいてもよろしいでしょうか。協働と言う言葉、協働、共同、協同と3つ字が並んでいますよね。それぞれ違いをある程度織り込んで説明に入った方が良いのではないかと思います。ただ協働とだけ来てしまうと抵抗を感じます。もう少し協働に関しての詳しい説明を入れて、市民が受け入れやすい言葉で入っていくと良いと思います。凄く固いイメージがあります。次回までに検討していただければと思います。

事務局： その言葉の意味と言うのをしっかり記載していきたいです。

古舘委員長： その部分は説明されていて分かります。もう少し具体的に易しく、分かりやすく、

簡単に出来るなと思います。前回の資料の方が、もっと分かりやすかったかなと思います。是非検討してください。

事務局： 委員長がおっしゃるそれは、協働・共同・協同の違いを分かりにくいので、その辺を分かりやすくしてほしいということでしょうか。

古舘委員長： そこにおそらく社会福祉協議会という言葉がどこかに入ってくると思います。他に質疑応答はございますか。

長塚委員： 先程の説明の中で、8ページの下の方の中で、行政の領域ということで、本当に役所言葉が使われています。先ほど委員長が申しましたように、分かりやすい言葉を使っていただきたいです。全般で当てはまりますが、特にこの行政処分や公権力行使などといった言葉は、本当に役所言葉です。役所関係の人はすぐに分かりますが、市民の方にとっては凄いな言葉です。よりやわらかい言葉で使っていただくと分かりやすいと思います。

事務局： 今のご意見はごもっともであると思います。この書き方というのは、市民の領域・行政の領域、これをわざと対比して分かりやすく表現しているという所ではあったのですが、確かに言い方が少し固すぎると思いましたので、検討させていただきます。

長塚委員： 例えば事例を出すとか、建築確認の申請の許可など、より具体的に例を出すとか分かりやすいと思います。ましてや行政処分という言葉はなんだか分かりません。ですから左上のように、何か事例を出してあげる形の方が、理解しやすいのではないのでしょうか。

大橋委員： 私も許認可や行政処分と言う言葉は少し重たいなと感じていまして、具体的なものまでどのように書くのか、行政の仕事とは何かとなった時に、やはり法律に基づいたお仕事であると思いますので、そのような書き方をすれば比較的分かりやすいと思います。何故かと言うと、市民の仕事は法律に基づいていないからです。また、先程委員長の方からお話が合ったことについてのヒントなのですが、市民懇談会のコーディネーターの方がおっしゃっていたことに重要なヒントがあるなと思いました。行政がどういう歴史を歩んで仕事をしてきたかということも第3回で話していました。どういうことかと言うと、明治時代は国が経済発展して豊かになろうということで、国が決めたことを地域に戻すという仕事を行政が担っていました。それに対して、ある程度一定の発展をしたことにより、住んでいる方々からの要望に応じていくような機能を持つようになりました。これは経済に余力があったから出来たことです。しかし、経済に余力がなくなってきたので、昔からのやり方、市民からの要望を市で吸収することが出来なくなりました。ではどうするかとなった時に、このような協働という言葉に例えられているという話がありました。これが1つ協働とは何かを表現するのに、1つのヒントになると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

古舘委員長： 他に質疑はございますか。無ければ一言よろしいでしょうか。16ページに活動の特性を生かした協働とあります。色々な施策が載っていますが、今回は案で出してお

りますので、いずれ出てくると思いますが、このような団体は殆どつくばみらい市に
いらっしゃると思います。他の地域の写真を載せるのではなく、市民の活動の写真を
載せてあげるべきではないのかなと思います。是非検討してみてください。他に質疑は
無いようですので、これにて質疑応答を終わらせていただきます。以上で、本日の議
事は全て終了いたしました。よって議長職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局： 委員長，ありがとうございました。

5. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局： それでは、その他として事務局から今後のスケジュールについて説明させていただきます。

事務局： (資料説明) 資料3 策定スケジュール

事務局： 事務局より第3回策定委員会の日程につきましてこの場で決めさせていただきたい
と思います。11月26日(月)または27日(火)のどちらかを予定しています。委員
の皆さんのご都合はいかがでしょうか。

(日程調整)

事務局： では、次回会議は11月26日(月)の午前中に会議を開きたいと考えています。会
場と時間が決まり次第、開催通知を郵送させていただきますので、よろしくお願
いします。

6. 閉会

事務局： 以上をもちまして、第2回つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会を閉会させ
ていただきます。本日はありがとうございました。

以上